平成２６年（フ）第４７２号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作181―２
債務者　吉田衣里子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７３号
東京都板橋区大谷口２丁目35―Ｅ―110
債務者　胡桃澤美夏（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７４号
東京都江戸川区東葛西５丁目８―７―302
債務者　横山ちとせ
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７５号
東京都多摩市一ノ宮４丁目１―25―606
債務者　畠山　博明
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７６号
東京都立川市砂川町８丁目86―16
債務者　遠山　節子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７７号
東京都稲城市矢野口1829―３Ａ
債務者　金　　鉉洙
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７８号
東京都稲城市矢野口1829―３Ａ
債務者　田村有樹子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７９号
東京都墨田区墨田２丁目２―３―402
債務者　平塚　孝子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７号
埼玉県戸田市大字新曽1228―３―202
債務者　アキヤマ　カレンマントス
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９４号
東京都足立区入谷２丁目25―４―207
債務者　梅宮　千春
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９９号
東京都豊島区千早４丁目６―22―201
債務者　齋藤　　守
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０９号
横浜市戸塚区南舞岡４丁目48番８号
債務者　高橋　竜也（旧姓扇）
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７２号
横浜市金沢区富岡西２丁目３番３号　ハイツ大胡101
債務者　河内　敬則
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８８号
横浜市港北区菊名７丁目７番26―101号
債務者　清水　啓子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
神奈川県藤沢市川名２丁目３番20号　川名荘11号
債務者　荻野　勝美
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部